

一部の福祉用具に係る貸与と販売の 選択制の導入について



令和6年3月15日
日立市介護保険課

一部の福祉用具に係る貸与と販売の 選択制の導入

【選択制の対象とする福祉用具の種目・種類】

- 固定用スロープ
- 歩行器(歩行車を除く)
- 単点杖(松葉づえを除く)
- 多点杖

【判断者の判断と判断体制・プロセス】

- 利用者等の意思決定に基づき、貸与又は販売の選択可能
- 介護支援専門員や福祉用具専門相談員は、説明や提案を行う



【貸与・販売後のモニタリングやメンテナンス等のあり方】

〈貸与後〉

- 利用開始後少なくとも6月以内に一度モニタリングを実施
→貸与継続の必要性について検討

〈販売後〉

- 特定福祉用具販売計画における目標の達成状況を確認
- 利用者等からの要請等に応じて…
➡福祉用具の使用状況を確認(必要な場合は、使用方法の指導や修理等を行う)
- 利用者に対し、商品不具合時の連絡先の情報提供

- ・選択できることについての説明
- ・選択に当たっての提案
→必要な情報提供
医師や専門職の意見
利用者の身体状況等を踏まえる